

新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受けられた方へ

要件を満たす方は、申請により保険料の減免を受けることができます。

対象となる被保険者

1 新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方

令和4年度の保険料額全額を減免

2 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の営業収入、不動産収入、給与収入（以下、事業収入等）の減収が見込まれ、以下の3つをすべて満たす場合

世帯の主たる生計維持者について

ア 令和4年中の収入見込み額のうち、事業収入等のいずれかが令和3年中よりも3割以上減少※

イ 令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下であること

ウ 減少が見込まれる事業収入等以外の令和3年中の所得の合計が400万円以下であること

※国や都から支給される各種給付金は、収入に含みません。保険金、損害賠償等により補填があった場合は、収入に含めます。

減免額の計算

減免される保険料額は条件により異なります。

減免対象の保険料額

×

所得に応じた減免割合

減免対象の保険料額 = A × B / C

A 75歳以上の方の保険料額
(令和4年度の全額)

B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる
事業収入等の令和3年中の所得額

C 世帯の主たる生計維持者と被保険者全員の
令和3年中の合計所得金額

主たる生計維持者の
令和3年の合計所得金額

D 減免割合

300万円以下 100%

400万円以下 80%

550万円以下 60%

750万円以下 40%

1,000万円以下 20%

※事業廃止や失業の場合は100%

<計算例> 75歳以上の夫婦世帯で、夫の給与収入が令和3年中に比べ3割以上減少すると見込む場合

減免対象の保険料額の算出

	収入(令和3年)	所得(令和3年)	保険料額
夫	年金 220万円	110万円	20.5万円 A
	給与 167万円	100万円 B	
妻	年金 130万円	20万円 C	4.6万円 A

減免割合の算出

主たる生計維持者(夫)の
令和3年中の所得額が
300万円以下のため
減免割合は100% D

保険料額 A	収入減少見込の所得 B	世帯の所得額 C	減免割合 D	減免額				
夫 20.5万円	×	(100万円	/	230万円)	×	100%	≒	8.9万円
妻 4.6万円	×	(100万円	/	230万円)	×	100%	≒	2万円

(注) 一例のため、収入に対する所得金額や、所得に対する保険料額が一致しない場合があります。

⚠ 令和3年度相当分の保険料の一部についても、対象となる場合がございます。詳しくは、問合せ先までご連絡ください。

申請方法

申請書・ご案内をお送りいたしますので、担当までご連絡ください。区役所のホームページからダウンロードもできます。